

政府が緊急経済対策 2年度補正予算成立

新型コロナウイルス 新型感染症

政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う、令和2年度補正予算が4月30日成立した。これに伴い、新型コロナウイルス感染症で事業経営に影響を受けた中小企業などを対象に、雇用の維持対策として雇用調整助成金の特例措置がさらに拡充される。資金繰り対策として実質的な無利子・無担保融資や、事業継続のための「持続化給付金」創設など各種対策が実施されている。あわせて国税・地方税関係法改正により、納税猶予の特例措置なども講じられた。

〈雇用の維持対策〉

雇用調整助成金の特例措置として、緊急対応期間(4月1日～6月30日)における休業手当の助成率について、中小企業は5分の4、大企業は3分の2、また解雇などを行わない場合、中小企業は10分の9、大企業は4分の3に引き上げる。

さらに緊急事態宣言後(4月8日～6月30日)の休業手当について、解雇などを行わず、労働基準法上の基準(賃金の60%)を超えて支給した場合、60%を超える部分の助成率を100%に引き上げる。

ただし、助成金の上限は対象労働者1人1日当たり8330円(なお、政府は上限額の見直しを検討している)。

「(動画解説)を参照(本号8面に関連記事)」。また都道府県などの制度融資を活用し、信用保証協会のセーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかによる民間金融機関の信用保証付融資について、保証料・金利を減免する。

小・中規模事業者で売上高5%以上減少の場合、保証料を2分の1に軽減し、15%以上減少の場合には保証料・金利ともゼロとし、政府系金融機関と同様、実質的に無利子・無担保で融資する。

▽問い合わせ先Ⅱ中小企業金融相談窓口(00570・783183)、

受付時間/午前9時～午後7時 ※経済産業省HP「新型コロナウイルス感染症特設サイト」を参照

要件は、1か月の売り上げが前年同月比50%以上減少している事業者など。申請方法は、持続化給付金HPにアクセスし、申請手続きを行う。

▽問い合わせ先Ⅱ持続化給付金事業コールセンター(0120・115・570、IP電話専用回線03・6831・0613)、受付時間/午前8時30分～午後7時 ※「持続化給付金」事務局HPを参照(経産省HPにリンク掲載)

「資金繰り対策」売上高5%以上減少など対象要件に、日本政策金融公庫などによる新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫による危機対応融資(いずれも融資後3年間0.9%金利引き下げ/据置期間5年以内/無担保)を実施。既往債務も借り換えが可能。

これら融資制度と特別利子補給制度(中小企業・売上高20%以上減少などが要件)を併用すること

「事業継続への支援」持続化給付金を創設し、中小法人などは200万円、個人事業者などは100万円を給付する。ただし、昨年1年間の売り上げからの減少分を上限とする。主な対象

要件は、1か月の売り上げが前年同月比50%以上減少している事業者など。申請方法は、持続化給付金HPにアクセスし、申請手続きを行う。

▽問い合わせ先Ⅱ持続化給付金事業コールセンター(0120・115・570、IP電話専用回線03・6831・0613)、受付時間/午前8時30分～午後7時 ※「持続化給付金」事務局HPを参照(経産省HPにリンク掲載)

また、中小事業者などが所有する償却資産・事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の課税標準について、令和3年度課税の1年分に限り、事業収入が30%以上50%未満減少の場合は2分の1、50%以上減少の場合にはゼロとする。

〈税制上の特例〉

国税・地方税のほぼすべての税目について、1年間、納税を猶予する(無担保・延滞税なし)。2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業収入などが前年同期比

20%以上減少し、一時に納税を行うことが困難な場合を対象とする。

また、中小事業者などが所有する償却資産・事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の課税標準について、令和3年度課税の1年分に限り、事業収入が30%以上50%未満減少の場合は2分の1、50%以上減少の場合にはゼロとする。

自動車税などの環境性能割税率を1%軽減する特定措置の適用期限を、来年3月31日まで6か月間延長する。

また、中小事業者などが所有する償却資産・事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の課税標準について、令和3年度課税の1年分に限り、事業収入が30%以上50%未満減少の場合は2分の1、50%以上減少の場合にはゼロとする。

自動車税などの環境性能割税率を1%軽減する特定措置の適用期限を、来年3月31日まで6か月間延長する。

雇用調整助成金の特例拡充 資金繰り支援へ無利子融資

東ト協本部事務局では新型コロナウイルスの防止対策のため、5月7日以降も引き続き、従業員2人体制による隔日出勤を実施しています。また協会行事などについて、感染防止の観点から変更・中止する場合があり、改めてホームページなどで予定を確認していただきますようお願いいたします。

政府・緊急事態宣言

39県対象に解除も 8都道府県は継続

政府は5月4日、第33回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、緊急事態宣言を同31日まで延長したが、その後の感染状況を踏まえ、同日の第34回対策本部会議で、東京都など8都道府県は「特定警戒」地域として宣言を継続する一方、これらを除く39県は解除することを決めた。

業態ごとに ガイドライン

あわせて第33回対策本部で、都では再度の感染拡大防止のため、引き続き特定施設の休業や在宅勤務、外出自粛などを呼びかけている。

部会議では、緊急事態措置の緩和などについて

示し、これを参考に対策を講じるよう求めた。さらに、本格的な事業活動再開に向けて、業態ごとに詳細な感染予防策のガイドラインを策定する方針を示し、各省庁に所管の関係団体で取りまとめよう指示した。

東ト協が EC企業が 業界支援

東京都トラック協会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、eBay JapanからアルコーL・ハンドジェル(500ミリ)600本の寄贈を受けた。



キム常務(左)から寄贈(目録)を受ける浅井会長(右)および東商の小林理事(中)

受領した。

同社はインターネット総合ショッピングモール「Qoo10」を運営するEC企業。外出自粛や在宅勤務などの要請に伴い、ネットショッピング需要が高まっている中、商品を運ぶドライバーをはじめ運送事業者の感染予防に役立ててもらいたい、アルコーL・ハンドジェルを寄贈した。キム常務は「運送業は社会のインフラで、経済活動の血管のような存在。EC業界とは一心同体の関係にあり、使命感を持って産業の動脈としての役割を担っているドライバーの皆様の安全を

守るため、少しでも役に立てていただければと「思っている」と述べた。一方、浅井会長は「新型コロナウイルス感染症拡大の中でも従業員は一生懸命に仕事をしているが、安全を守るためのマスクや消毒液は入手が困難な状況にあり、そうした中で寄贈いただいたことはありがたい」と感謝した上で、「今後もドライバーの健康と安全を確保しつつ、物流を守り皆様の期待に応えていきたい」と述べた。

また、東商の小林治彦理事・事務局長は今回の寄贈について、「初代会頭の渋沢栄一理念である私益と公益の両立とい

う精神を実践したものと評価した。趣旨を踏まえ、各支部に配布して感染防止に役立つことにしている。

全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連

高速料金 実質50%以上割引に 国交省に緊急要望

全ト協・日貨協連

合会は5月8日、国土交通省道路局に対して「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う高速道路料金の大口・多頻度割引に関する緊急要望書」を提出し、「実質50%以上」の割引適用を要請した。

厚労省

働き方改革推進へ 支援助成金活用を



厚生労働省は4月から、中小企業に対しても時間外労働の上限規制(一般則)などが適用されたことに伴い、「働き方改革推進支援助成金」(労働時間短縮・年休促進支援コース)を活用し、対応に取り組むよう呼びかけている。助成内容は次の通り。

【対象事業主】
①労働者災害補償保険の適用を受けている中小企業事業主で、全ての対象事業場について次に該当すること
・36協定を締結
・年5日の年次有給休暇取得に向け

◆時間外 月80時間超 → 60時間以下
◆助成上限額 100万円

【成果目標】
次の①～④から1つ以上を選択の上、達成を目指すして取り組むこと。
①全ての対象事業場で月60時間を超える36協定の時間外労働時間を縮減させること
・月60時間以下に設定
・月60時間超月80時間以下に設定
②全ての対象事業場で、所定休日

①労働管理担当者に対する研修
②労働者に対する研修・周知・啓発
③外部専門家によるコンサルティング
④就業規則・労使協定などの作成・変更
⑤人材確保に向けた取り組み
⑥労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
⑦テレワーク用通信機器の導入・更新
⑧労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新

【支給額】
成果目標の達成状況に応じて、支給対象となる取り組みの実施に要した経費の一部を支給する。助成額は、次のいずれか低い額とする。
・成果目標①～④の上

付申請書」を提出。交付決定後、来年1月29日まで取り組みを実施した上で、同2月12日までに支給申請する。
詳細は、厚労省ホームページを参照。

厚労省 労働保険・年度更新 8月末まで期間延長

厚生労働省は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の労働保険の年度更新(申告・納付)期間に、中小企業や個人事業主を対象として、「6月1日～7月10日」から「6月1日～8月31日」までの3か月間に延長する。元年度の確定保険料と2年度の概算保険料の申告・納付については納付猶予措置が講じられており、その猶予申請手続きについても、今年度の更新手続きとあわせて行うことが可能。

厚労省 車検証の有効期間 7月1日まで延長

国土交通省は、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が5月末まで延長されたことに伴い、自動車検査証の有効期間をさらに延長した。
有効期間満了日が6月1日から6月30日までのすべての車両について、有効期間を7月1日まで延長したもの。
なお、これまでの延長措置により有効期間満了日を6月1日としたものを含めて延長する。

日商・東商 雇調金申請・支給 迅速化へ緊急要望

日本商工会議所・東京商工会議所(ともに三村明夫会頭)は5月1日、新型コロナウイルス感染症に伴う「雇用調整助成金の円滑な申請・支給に関する緊急要望」中小企業・安定に向けて」を

取りまとめた。同日には、政府の西村康稔経済再生担当大臣と日商・三村会頭、日本経済団体連合会・中西宏明会長などの意見交換が行われ、三村会頭は非常時対応として、雇調金申請手続きの簡素化とオンライン化など一層の迅速化を要望した。

①申請段階、審査段階での「目詰まり」の解消(申請・審査のマンパワー強化や申請手続きのオンライン化、緊急対応期間(4月1日～6月30日)の延長)
②申請要件のさらなる緩和・撤廃(生産指標要件(売上高などが前年同期比5%以上低下)の撤廃など)
③助成金の前払いの実施
④対象労働者1人1日当たりの限度額(8330円)引き上げ
⑤申請手続きに不慣れた中小企業に対する相談体制の強化、分かりやすい周知

物流業の感染対策 東商がHP配信

東京商工会議所はホームページ(HP)で、企業向け新型コロナウイルス感染症対策情報の一環として、第6回「物流業における感染対策」を配信している。それによると、全日本トラック協会が以前に作成した「物流業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」が準用可能としている。対策のポイント

①従業員の健康管理
②発熱や風邪症状がある時は、軽症でも業務を行わないことを徹底する▽点呼時および定時連絡時に日々
③受け渡し・荷役作業時の対策
④休憩時の対策
⑤共用を避けること

天然ガストラックは物流の エネルギーセキュリティ向上と 大気環境改善を実現します。



石油系燃料に頼らない天然ガストラックは東日本大震災直後でも、大半が運行を停止することがありませんでした。天然ガスの産地は世界中にあり、エネルギーセキュリティ性が高いことが特徴です。さらに天然ガストラックはCO₂やNO_x、PMなどの排出量が少ないため大気環境改善に貢献しています。



運輸 点描

新型コロナウイルス感染拡大に対応した一時的な措置として、宅配各社が「置き配」を実施している。置き配はもともと、宅配ボックスなどと同様、不在時の宅配便の再配達を減らす目的で考案された仕組み。だが、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、在宅でも対面せずに荷物を受け取る「置き配」のメリットが改めてクローズアップされている。

「コロナ禍」で 宅配各社が「置き配」

新型コロナウイルスの感染者急増を受け、政府が「緊急事態宣言」を発令した前後から、ヤマト運輸や日本郵便、ラストワンマイル協同組合などが、個人向け宅配荷物を対象に、在宅時でも非対面による受け取りに応じている。

配達時に、ドライバーに対してインターホンで玄関前など置き場所を指定すれば、対面せずに荷物を受け取ることができるようで、受領印・サインも不要だ。

置き配はもともと、在宅の低い個人宅向け配達の再配達を減らす手段

感染拡大対応で臨時に実施 在宅でも非対面で受け取り

新型コロナウイルスの感染者急増を受け、政府が「緊急事態宣言」を発令した前後から、ヤマト運輸や日本郵便、ラストワンマイル協同組合などが、個人向け宅配荷物を対象に、在宅時でも非対面による受け取りに応じている。

配達時に、ドライバーに対してインターホンで玄関前など置き場所を指定すれば、対面せずに荷物を受け取ることができるようで、受領印・サインも不要だ。

置き配はもともと、在宅の低い個人宅向け配達の再配達を減らす手段

もかかわらず、非効率な配達業務を余儀なくされている。

民間を挙げて解決策を探る中、多様な受け取り方法の一つとして、宅配

ボックスやコンビニエンスストアでの受け取りなどと並んで、置き配が注目された。昨年3月には経済産業省と国土交通省が合同で「置き配検討会」を設置し、盗難リスクなど課題の整理に着手している。

通常、運送会社は配達伝票への指示などにおいて、発側または着側の荷主から何らかの意思表示がないと置き配に対応できない。このため日本郵便では、宅配ボックスや車庫など指定場所での受け取りを希望する場合には、利用者が事前に最寄りの配達郵便局に依頼書を提出することを要件としている。

だが、今回、宅配各社に先立つ一昨年暮れ、東京都杉並区の1000戸にOKIPPAを配布して実施した実証実験の結果、再配達を最大で61%削減できたことから、日本郵便は置き配パッケージを指定場所配達の一つに加え、普及を推進している。

不在時に荷物を受け取ることができ、再配達を減らすための有効な手段と目されてきた置き配だが、ここに至って在宅でも荷物を受け取れる長所が新たにクローズアップされつつある。

今後、社会システムとして確立するまでには克服すべき課題はまだ多いが、非対面で荷物を受け取る一つの手法として、置き配の普及が早まる可能性も出てきた。

(ジャーナリスト 巴未希)

東京都 新型コロナウイルス感染症対応融資 5月から新制度移行

東京都は5月から、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けている、中小企業向け資金繰り支援策をさらに強化し、既に実施している融資メニューについて、3年間無利子とする新制度に移行した。

対象となる新型コロナウイルス感染症対応の融資メニューは、

①緊急融資Ⅱ当面必要となる事業資金(運転資金・設備資金)の調達
②緊急借換Ⅱ既存の保証付融資の借入期間の延長

※最近1か月の売り上げが前年同月比15%以上減少、かつその後2か月間を含む3か月間の売り上げが前年同期比で15%以上減少が見込まれ、危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けている場合が対象

③危機対応融資Ⅱ売上げが激減した場合の事業資金の調達
④感染症対応融資(新設)Ⅱ全国一律で実施する利子補給対応制度

※セーフティネット保証(4・5号)または危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けている場合が対象

④感染症対応融資(新設)Ⅱ全国一律で実施する利子補給対応制度
※セーフティネット保証(4・5号)または危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けている場合が対象

このほか、信用保証料は引き続き全額補助し、緊急融資と緊急借換については、据置期間を最長5年まで延長する。

新型コロナウイルス感染症の融資メニューによる5月以前の既往融資(前記①③④)も、新制度に借り換えすることで、3年間 利子補給を受けることが可能。既往融資の借り換えに関し、6月を目途に金融機関か

の1つで、不在時にドライバーが荷物を配達する側と受け取る側の双方の感染リスクを抑制する方策として、急遽、置き配を開始することになった。ただ、現状ではあくまで臨時の態勢で実施している。

不在時に荷物を受け取ることができ、再配達を減らすための有効な手段と目されてきた置き配だが、ここに至って在宅でも荷物を受け取れる長所が新たにクローズアップされつつある。

今後、社会システムとして確立するまでには克服すべき課題はまだ多いが、非対面で荷物を受け取る一つの手法として、置き配の普及が早まる可能性も出てきた。

(ジャーナリスト 巴未希)

新型コロナウイルスに伴う休業要請などで経済活動が停滞し、求車需要が大幅に減少していることなどが要因とみられる。

荷物情報(求車)登録件数は5万4415件で前年同月比66・3%の大幅な減少。これに伴い、成約率は39・2%で同24・3%も上昇した。



3年間、無利子に 資金繰り支援強化

事業者者に連絡する。融資申し込みは、都中小企業制度融資取扱指定金融機関(普通銀行・信用金庫・信用組合など)。詳細は都産業労働局金融課(03・5320・4877) / 午前9時～午後5時、当面の間は午後7時まで

国土交通省自動車局は4月28日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、適性診断の受診に係る特例措置について、全日本トラック協会などに通知した。

特例措置の対象となるのは、①事故惹起運転者への特定診断、②初任運転者への初任診断、③高齢運転者への適齢診断。

国土交通省総合政策局はこのほど、省エネ法(輸送に係る措置)の対応に際して、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた輸送事業者に対し、届出・報告書類に、届出期限の延長措置を講じ、通常より3か月は9月末までとする。

国土交通省自動車局は4月28日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、適性診断の受診に係る特例措置について、全日本トラック協会などに通知した。

特例措置の対象となるのは、①事故惹起運転者への特定診断、②初任運転者への初任診断、③高齢運転者への適齢診断。

国土交通省自動車局は4月28日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、適性診断の受診に係る特例措置について、全日本トラック協会などに通知した。

特例措置の対象となるのは、①事故惹起運転者への特定診断、②初任運転者への初任診断、③高齢運転者への適齢診断。

国土交通省自動車局は4月28日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、適性診断の受診に係る特例措置について、全日本トラック協会などに通知した。

特例措置の対象となるのは、①事故惹起運転者への特定診断、②初任運転者への初任診断、③高齢運転者への適齢診断。

国土交通省自動車局は4月28日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、適性診断の受診に係る特例措置について、全日本トラック協会などに通知した。

特例措置の対象となるのは、①事故惹起運転者への特定診断、②初任運転者への初任診断、③高齢運転者への適齢診断。

省エネ法の提出書類 通常より3か月猶予

国土交通省総合政策局はこのほど、省エネ法(輸送に係る措置)の対応に際して、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた輸送事業者に対し、届出・報告書類に、届出期限の延長措置を講じ、通常より3か月は9月末までとする。

国土交通省自動車局は4月28日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、適性診断の受診に係る特例措置について、全日本トラック協会などに通知した。

特例措置の対象となるのは、①事故惹起運転者への特定診断、②初任運転者への初任診断、③高齢運転者への適齢診断。

特定・初任診断など 受診期間の特例措置

国土交通省自動車局は4月28日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、適性診断の受診に係る特例措置について、全日本トラック協会などに通知した。

特例措置の対象となるのは、①事故惹起運転者への特定診断、②初任運転者への初任診断、③高齢運転者への適齢診断。

国土交通省自動車局は4月28日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、適性診断の受診に係る特例措置について、全日本トラック協会などに通知した。

特例措置の対象となるのは、①事故惹起運転者への特定診断、②初任運転者への初任診断、③高齢運転者への適齢診断。

任意診断の新規受付 5月末まで中止

自動車事故対策機構(NASVA)は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う政府の緊急事態宣言を踏まえ、

国土交通省自動車局は4月28日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、適性診断の受診に係る特例措置について、全日本トラック協会などに通知した。

特例措置の対象となるのは、①事故惹起運転者への特定診断、②初任運転者への初任診断、③高齢運転者への適齢診断。

WebKIT 運賃指数

求車求車情報ネットワークWebKITの成約運賃指数によると、4月の指数は120で前月より6%低下し、前年同月の指数は107も下回った。

4月は120に低下 前年を10%下回る

国土交通省自動車局は4月28日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、適性診断の受診に係る特例措置について、全日本トラック協会などに通知した。

特例措置の対象となるのは、①事故惹起運転者への特定診断、②初任運転者への初任診断、③高齢運転者への適齢診断。

経産省 業種別支援策 リーフレット

経済産業省中小企業庁はこのほど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者を対象とした、業種別支援策リーフレットを作成した。

政府の緊急経済対策による各種支援策について、問い合わせの多い業種を中心として、貨物運輸業など9業種別に利用できる支援策を紹介し、リーフレットを作成した。

国土交通省自動車局は4月28日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、適性診断の受診に係る特例措置について、全日本トラック協会などに通知した。

特例措置の対象となるのは、①事故惹起運転者への特定診断、②初任運転者への初任診断、③高齢運転者への適齢診断。

矢崎の デジタコ・ドラレコ

今お使いのバックアイカメラの映像を録画できます!

詳しくは、今すぐお電話を!

矢崎エナジーシステム 特約販売店

世田谷サービス株式会社

本社 03-5727-1600 (担当・青木)
板橋(営) 03-5916-3557 (担当・倉持)

ホームページ http://www.setagaya-yss.co.jp
E-mail: postmaster@setagaya-yss.co.jp

東ト協

令和2年度 事業計画

(目標・重点事項)

目標

わが国の経済は、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれていますが、予期せぬ新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大によって、世界経済の先行きが予見不能となったことに加え、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催延期が企業収益の悪化や個人消費の低迷を招き、景気が大きく下振れするおそれがある。

東京都トラック協会は、3月30日に開催した令和元年度第6回理事会で、2年度事業計画・予算などを審議・承認した。今年度事業計画では引き続き、今後の行動方針と「5つの視点」に沿い、来年7月に延期となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた交通対策や働き方改革、安全・環境対策などを推進する。あわせて、当面の緊急問題となっている新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、会員事業者の対応をサポートする方針。一方、今年度予算の編成に当たっては、運輸事業振興助成交付金が減少傾向にあることから、既存事業の見直しや諸経費の節減などにより、新規・拡充施策の財源を確保し、効果的に各種施策を推進する。4月には本部事務局の機能強化を目的に組織改正を実施し、これを契機に、さらなる会員サービス向上に努める方針だ。

重点事項

1 交通安全対策

(1) 交通事故・労災事故の発生防止を目的に、交通安全活動の展開を図る。

(2) グリーン・エコプロジェクティブの充実により、事故削減効果の高いエコドライブ活動を推進する。

(3) ドライブレコーダーの装着により、交通事故の発生防止を推進する。

(4) 運輸安全マネジメンツの普及促進により、事故防止の確実な実施を図る。

(5) 運行管理者試験を円滑に実施するとともに、トラック運転者技能競技会等を開催する。

(6) 本部と支部が連携し、効果的な交通安全活動(統一実施日)を展開する。

(7) 運転記録証明書交付料助成事業およびセルフテイルドライブ・コンテスト参加等支援事業を実施する。

(8) ドライブレコーダーに記録された日常運転業務中におけるドライバー自身の映像および車両前方の映像を分析・評価することにより、安全運転や運転マナー等を競い合う支部主催のベストドライバーコンテストの開催を支援する。

(9) 交通安全および労働災害防止施策を推進する。

(10) 運行管理者研修および運行管理者試験事前講習を円滑に実施するとともに、交通安全に関する各種運動の展開ならびに安全運転および事故防止のための啓発活動を行い、安全意識の醸成を図る。

(11) 国の整備管理者研修における各種コンテストの表彰などを通じ、安全・安心に対する取り組みについて、都民、特にファミリー層に対し、積極的な外部発信型啓発活動を実施する。

(12) 関係官庁・団体や全日本トラック協会、関東トラック協会等と連携し、交通安全活動を効果的に展開する。

2 環境対策

(1) 継続的なエコドライブ活動を中心とした「環境と安全」を実践するグリーン・エコプロジェクト事業を積極的に推進する。

(2) 環境CSRへの取り組みにより、経営基盤の確立を図り、環境優良事業者としての転換を推進する。

(3) PDC Aサイクルを活用した社内改善、企業価値向上へ向けたグリーン・エコプロジェクト活動の取り組みを支援する。

(4) 内外に向けた広報・啓発活動を積極的に展開する。

(5) グリーン・エコプロジェクトの参加拡大・拡充を促進する。

(6) 圧縮天然ガス(CNG)・ハイブリッドトラック(HV)を中心とした環境性能優良トラックの導入助成事業を実施する。

(7) エコドライブ管理システム(EMS)・ドライブレコーダー(DR)機器装着への助成事業により、省エネ対策・安全対策を推進する。

(8) 温室効果ガス排出削減のため、エコドライブ

(9) 様々な環境対策の情

(10) 様々な環境対策の情

(11) 様々な環境対策の情

(12) 様々な環境対策の情

『会員のための協会』実現へ「5つの視点」で施策展開

「5つの視点」

- 【視点①】東京2020大会を見据えた地域活動活性化の推進
 - 東京2020大会TDM等対応機能の充実
 - 支部の地域活動に対する支援体制の確立
 - 【視点②】新たな人材を確保・発掘するための東ト協働き方改革
 - 男女共同参画社会の実現
- 【視点③】安全(交通・労災)・環境対策事業の推進
 - 環境対策事業の新たな位置付け
 - 既存事業の見直し
 - 【視点④】情報発信力の強化
 - 行政等との協働による情報提供・発信
 - トラック業界への意義ある広報PR展開
 - 会員増強、組織率の向上
- 【視点⑤】危機管理への対応
 - 首都直下地震対策
 - テロ対策、感染症対策
 - 【新型コロナウイルス感染症対策(検討事項)】
 - 感染拡大防止策に関する各種情報の提供
 - 関係行政庁・関係団体等に対する会員の経営安定化に係る要望の実施



3月30日開催の理事会で2年度事業計画・予算などを決定

針を策定するとともに、「5つの視点(別掲)」を明示し、各支部、関係行政機関および関連団体とも緊密な連携を図りながら、諸施策を推進していくこととする。

なお、新型コロナウイルス感染症の動向を注視し、政府による感染拡大防止策を踏まえながら、会員の経営安定化に資する施策の実施について検討する。

め、周知活動を実施する。

(2) 安全意識の向上を図ることを目的とした運転者講習事業を実施する。

(3) 会員事業者が代わり、本部および多摩支部内において初任運転者特別講習を実施する。

(4) 運行管理者確保対策として、運行管理者試験事前講習事業を実施する。

(5) 「トラック事故速報」の周知徹底により、同種事故の再発防止と情報の共有化を図る。

(6) 本部と支部が連携し、効果的な交通安全活動(統一実施日)を展開する。

(7) 運転記録証明書交付料助成事業およびセルフテイルドライブ・コンテスト参加等支援事業を実施する。

(8) ドライブレコーダーに記録された日常運転業務中におけるドライバー自身の映像および車両前方の映像を分析・評価することにより、安全運転や運転マナー等を競い合う支部主催のベストドライバーコンテストの開催を支援する。

(9) 交通安全および労働災害防止施策を推進する。

の推進・普及に努め、アイドリングストップ支援装置への助成事業により、省エネ・地球温暖化防止対策を促進する。

(5) 環境タイヤ(リトルッドタイヤ)への助成事業により省資源・再利用・再資源化を推進し、省エネ・地球温暖化防止対策を促進する。

(6) 環境改善・環境対応に係る助成事業を実施するとともに、融資斡旋等の申請・相談に応じる。

(7) 環境関係法令に係る相談に応じるとともに、環境政策の新たな対策への取り組み等の各種環境関連情報を提供する。

(8) 東京都「貨物輸送評価制度」における申請受付窓口業務の実施と普及啓発活動の展開を図る。

(9) 持続可能な社会の実現に向けた国際目標(SDGs)、低炭素社会の構築に向けた諸活動として政府が進める国民運動「COOL CHOICE」および東京都が目指すスマートシティ「スマートエネシティ」等の諸施策と連携を図り、地球温暖化対策に資する積極的な取り組みを促進する。

(10) グリーン・エコプロジェクトのデータを活用して創設した東京都「貨物輸送評価制度」の評価(認定)取得と、グリーン購入ネットワーク(GPN)の「エコ商品ねっと」への掲載による荷主へのアピールをさらに推進する。

(11) 様々な環境対策の情

報収集等に努め、関係省庁や全日本トラック協会、関東トラック協会、各県トラック協会、関係団体等と連携して的確な対応を実施する。

(12) グリーン・エコプロジェクトに係る指導・啓発を推進する。

(5) 東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会の円滑な運営を

3 適正化事業対策

(1) 適正化事業実施機関情報処理システムを有効に活用するとともに適正化事業指導員研修への積極的参加等により、指導員の能力向上に努め、貨物自動車運送適正化事業の円滑な推進を図る。

(2) 巡回指導における厳正・公平な評価とともに改善を要する事業所に対し、きめ細かな指導を行い、コンプライアンス確立に向けて法令および輸送の安全等の周知徹底を図る。

(3) 巡回指導を通じて、重大事故を誘発する飲酒運転、速度超過、過労運転、過積載運行等を防止するため、事業者および運行管理者を対象に、法令遵守の徹底および働き方改革に伴う改正内容等について指導・啓発を実施する。

(4) 運輸安全マネジメンツに係る指導・啓発を推進する。

(5) 東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会の円滑な運営を

の推進・普及に努め、アイドリングストップ支援装置への助成事業により、省エネ・地球温暖化防止対策を促進する。

(5) 環境改善・環境対応に係る助成事業を実施するとともに、融資斡旋等の申請・相談に応じる。

(7) 環境関係法令に係る相談に応じるとともに、環境政策の新たな対策への取り組み等の各種環境関連情報を提供する。

(8) 東京都「貨物輸送評価制度」における申請受付窓口業務の実施と普及啓発活動の展開を図る。

(9) 持続可能な社会の実現に向けた国際目標(SDGs)、低炭素社会の構築に向けた諸活動として政府が進める国民運動「COOL CHOICE」および東京都が目指すスマートシティ「スマートエネシティ」等の諸施策と連携を図り、地球温暖化対策に資する積極的な取り組みを促進する。

(10) グリーン・エコプロジェクトのデータを活用して創設した東京都「貨物輸送評価制度」の評価(認定)取得と、グリーン購入ネットワーク(GPN)の「エコ商品ねっと」への掲載による荷主へのアピールをさらに推進する。

(11) 様々な環境対策の情

令和2年度 事業計画のポイント

■全体的には、令和元年度の事業内容を踏まえ、2020年度の事業内容を策定した上で、計画を策定した。

■2020年度の新規事業は、以下の通り。

(1)労働力確保対策の推進

①運転免許取得助成事業の実施

元年度から実施している女性ドライバーへの運転免許取得助成に加え、2年度からは男性ドライバーに対する助成事

業を実施する(助成金予算額1000万円)

〈女性ドライバー運転免許取得助成事業〉(元年度から実施)

◆大型免許 上限26・7万円×10人

◆中型免許 上限18・0万円×15人

◆準中型免許(新規) 上限26・7万円×10人

◆準中型免許(限定解除) 上限26・7万円×10人

※補助対象者数は1社2人

※補助率は3分の2

※補助対象者数は1社2人

※元年度から5年度までの5年間で、都内事業者における女性ドライバー数の1割拡大を目指す

新規に脳MRI健診助成 運転免許取得助成を拡充

1人/中小企業事業者が対象

②健康起因事故防止対策の強化

脳血管疾患に起因する事故防止を図るため、45歳以上の中小企業ドライバーを対象に脳MRIスクリーニング検査費用の

一部を助成する(助成金予算額500万円)

〈脳MRI健診受診助成事業〉(2年度新規事業)

◆1人1万円×500人

◆補助対象者数は東都協届出車両数(上限5人)まで

①支部活性化対策の追加

共同の事務局を展開するなど、支部間の連携などで業務執行体制を強化し、効率化する支部に対し、事務所開設経費などの一時的に増加する費用を助成する(予算額750万円)

◆支部助成金8万円(上限)×25支部

◆そのほか、次の事業を重点的に実施する。

(1)環境対策事業

環境対策対応推進事業

環境改善促進事業および

の対応状況等、情報の収集と下請取引適正化を推進する。

(3)駐車問題対策への対応

①喫緊の課題である駐車問題に積極的に対応するため、東京商工会議所関係機関、地元関係協会等と連携し、異業種と協働による具体的な対応策に取り組む。

②駐車対策への具体的な対応を図るため、支部および関係団体等と連携し、駐車規制緩和区域拡大のための活動や駐車違反取り締まりに係る情報開示請求やアンケート調査の実施等に取り組むとともに、全ト協および関係団体とも連携して、効果的な要望活動を推進する。

(4)高速道路問題への対応

①各種広報活動の推進

①トラック運送事業にたいして正しい理解を深め、業界のイメージアップを図るため、各種メディアを活用する等、業界内外に対する積極的な広報活動を推進する。

②機関紙「東京都トラック時報」の紙面を充実させ、協会ホームページによる効果的な広報活動の推進と併せて、会員事業者や業界関係先等へ高密度な情報提供を拡充する。

③地域における東京2020大会時TDM等対応機能の充実を図り、安全・円滑な輸送サービスを提供と都市・経済活動の安定に供するための支部助成を行う。

④都内の小学児童を対象に「トラックの日」児童給付(税込み)2・2万円/45歳以下(検査日時点)

▽東京トラック事業健康保険組合 2・3年度全額給付(税込み)2・2万円/45歳以下(検査日時点)

②交通安全活動の追加支援

交通安全運動期間中の街頭活動に加え、支部が学校などで実施する交通安全教室の活動費用を助成する(予算額200万円)

③支部に対する交通安全教室活動費用助成事業(2年度新規事業)

◆支部助成金8万円(上限)×25支部

◆そのほか、次の事業を重点的に実施する。

(1)環境対策事業

環境対策対応推進事業

環境改善促進事業および

の対応状況等、情報の収集と下請取引適正化を推進する。

(3)駐車問題対策への対応

①喫緊の課題である駐車問題に積極的に対応するため、東京商工会議所関係機関、地元関係協会等と連携し、異業種と協働による具体的な対応策に取り組む。

②駐車対策への具体的な対応を図るため、支部および関係団体等と連携し、駐車規制緩和区域拡大のための活動や駐車違反取り締まりに係る情報開示請求やアンケート調査の実施等に取り組むとともに、全ト協および関係団体とも連携して、効果的な要望活動を推進する。

(4)高速道路問題への対応

①各種広報活動の推進

①トラック運送事業にたいして正しい理解を深め、業界のイメージアップを図るため、各種メディアを活用する等、業界内外に対する積極的な広報活動を推進する。

②機関紙「東京都トラック時報」の紙面を充実させ、協会ホームページによる効果的な広報活動の推進と併せて、会員事業者や業界関係先等へ高密度な情報提供を拡充する。

③地域における東京2020大会時TDM等対応機能の充実を図り、安全・円滑な輸送サービスを提供と都市・経済活動の安定に供するための支部助成を行う。

④都内の小学児童を対象に「トラックの日」児童給付(税込み)2・2万円/45歳以下(検査日時点)

▽東京トラック事業健康保険組合 2・3年度全額給付(税込み)2・2万円/45歳以下(検査日時点)

②交通安全活動の追加支援

交通安全運動期間中の街頭活動に加え、支部が学校などで実施する交通安全教室の活動費用を助成する(予算額200万円)

③支部に対する交通安全教室活動費用助成事業(2年度新規事業)

◆支部助成金8万円(上限)×25支部

◆そのほか、次の事業を重点的に実施する。

(1)環境対策事業

環境対策対応推進事業

環境改善促進事業および

6 労働対策

(1)トラック輸送産業の健全な発展を図るため、少子高齢化や人口減少の中での女性労働力や高齢労働力の確保対策を推進するとともに、運転免許取得時の講習費用の補助を実施する。

(2)死亡事故等労働災害防止を目的とし、過労運転防止や待ち時間の改善等、労働環境整備のため諸施策を推進する。

(3)トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京地方協議会に賛同する。

(4)会員事業所に所属する運転者の健康管理の徹底や健康の保持・増進を図る健康相談を実施する。

(5)会員事業所に所属する従業員の福利厚生の一助としての相談事業である東ト協健康相談(24時間電話相談)の実施、および健康情報に関するWEBサイトの利用を推進するとともに、心理専門職によるメンタルヘルス電話相談を実施する。

(6)労務管理の適切な対応を図るため、労務相談員制度の充実を図る。

(7)労災保険収支改善運動や労災事故撲滅運動の推進と労災保険収支改善対策の実施を図る。

(8)契約保護所の拡充と利用促進を図る。

7 緊急輸送対策

(1)緊急物資輸送体制の充実を図るため、緊急物資輸送訓練等を実施するとともに、災害時に備えた緊急物資輸送体制の確保と整備の推進を図る。

(2)災害時における東京都災害備蓄倉庫での荷役作業等に関する協定に基づき運用体制を構築する。

(3)災害時における会員の事業者の速やかな復旧のための事業継続計画(B

8 税制等対策

(1)自動車関係諸税の軽減、複雑な税体系の簡素化および官自格差の拡大等に向けた陳情要望活動を展開する。

(2)高速道路料金の基本方針を踏まえ、高速道路通行料金問題に適切に対応する。

(3)新税導入や各種関係諸税増税に断固反対する等、トラック運送事業に関する税制対策を推進する。

(4)環境対策推進のため、低燃費トラック・環境性能優良トラック等導入における税制・補助金

9 金融環境対策

(1)近代化基金による融資の斡旋とポスト新長期等規制適合車導入促進のため、利子補給制度を円滑に実施する。

(2)国および関係金融機関に対して融資制度の拡充等について要望し、金融環境改善および経営環境改善を推進する。

10 人材養成事業の推進

(1)教育研修の推進事業

①経営者および管理者を対象とし、経営能力、経営管理能力、IT技能の向上を図る経営研修課程を実施する。

②中小企業大学の物流経営戦略等の受講を推進する。

③ロジスティクス研究会・青年部・女性部研修の実施等、人材養成事業の充実を図る。

④物流経営士養成講座の充実を図る。

(2)図書資料室の整備・充実および運用を図る。

11 トラックフェスタの開催

業界のイメージアップ等を図るため、「トラックフェスタ TOKYO 2020」を開催し、都民、特にファミリー層に対する積極的な外部発信型啓発活動を実施する。

※新型コロナウイルスの影響を踏まえ、5月29日開催の理事会で開催中止について審議・決定する予定

4 経営環境改善対策

(1)中小企業経営改善対策

①中小トラック運送事業者の経営改善対策を推進するため、公的助成制度や中小企業向け諸施策に対応するとともに、全ト協経営改善対策事業との連携による各種施策や経営状況把握のための諸

(2)適正運賃收受のため

①中小トラック運送事業者の経営改善対策を推進するため、公的助成制度や中小企業向け諸施策に対応するとともに、全ト協経営改善対策事業との連携による各種施策や経営状況把握のための諸

5 広報対策および都民サービス対策

①専門的輸送事業の活性化を目的として、専門部会活動を積極的に推進する。

②特殊車両通行許可の適正化を推進する。

③地域における東京2020大会時TDM等対応機能の充実を図り、安全・円滑な輸送サービスを提供と都市・経済活動の安定に供するための支部助成を行う。

④都内の小学児童を対象に「トラックの日」児童給付(税込み)2・2万円/45歳以下(検査日時点)

▽東京トラック事業健康保険組合 2・3年度全額給付(税込み)2・2万円/45歳以下(検査日時点)

6 労働対策

(1)トラック輸送産業の健全な発展を図るため、少子高齢化や人口減少の中での女性労働力や高齢労働力の確保対策を推進するとともに、運転免許取得時の講習費用の補助を実施する。

(2)死亡事故等労働災害防止を目的とし、過労運転防止や待ち時間の改善等、労働環境整備のため諸施策を推進する。

(3)トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京地方協議会に賛同する。

(4)会員事業所に所属する運転者の健康管理の徹底や健康の保持・増進を図る健康相談を実施する。

(5)会員事業所に所属する従業員の福利厚生の一助としての相談事業である東ト協健康相談(24時間電話相談)の実施、および健康情報に関するWEBサイトの利用を推進するとともに、心理専門職によるメンタルヘルス電話相談を実施する。

(6)労務管理の適切な対応を図るため、労務相談員制度の充実を図る。

(7)労災保険収支改善運動や労災事故撲滅運動の推進と労災保険収支改善対策の実施を図る。

(8)契約保護所の拡充と利用促進を図る。

7 緊急輸送対策

(1)緊急物資輸送体制の充実を図るため、緊急物資輸送訓練等を実施するとともに、災害時に備えた緊急物資輸送体制の確保と整備の推進を図る。

(2)災害時における東京都災害備蓄倉庫での荷役作業等に関する協定に基づき運用体制を構築する。

(3)災害時における会員の事業者の速やかな復旧のための事業継続計画(B

8 税制等対策

(1)自動車関係諸税の軽減、複雑な税体系の簡素化および官自格差の拡大等に向けた陳情要望活動を展開する。

(2)高速道路料金の基本方針を踏まえ、高速道路通行料金問題に適切に対応する。

(3)新税導入や各種関係諸税増税に断固反対する等、トラック運送事業に関する税制対策を推進する。

(4)環境対策推進のため、低燃費トラック・環境性能優良トラック等導入における税制・補助金

9 金融環境対策

(1)近代化基金による融資の斡旋とポスト新長期等規制適合車導入促進のため、利子補給制度を円滑に実施する。

(2)国および関係金融機関に対して融資制度の拡充等について要望し、金融環境改善および経営環境改善を推進する。

10 人材養成事業の推進

(1)教育研修の推進事業

①経営者および管理者を対象とし、経営能力、経営管理能力、IT技能の向上を図る経営研修課程を実施する。

②中小企業大学の物流経営戦略等の受講を推進する。

③ロジスティクス研究会・青年部・女性部研修の実施等、人材養成事業の充実を図る。

④物流経営士養成講座の充実を図る。

(2)図書資料室の整備・充実および運用を図る。

11 トラックフェスタの開催

業界のイメージアップ等を図るため、「トラックフェスタ TOKYO 2020」を開催し、都民、特にファミリー層に対する積極的な外部発信型啓発活動を実施する。

※新型コロナウイルスの影響を踏まえ、5月29日開催の理事会で開催中止について審議・決定する予定

東ト協・フェスタ 実行プロジェクト

開催「断念」の方針 理事会で審議・決定へ

第2回 WG
ことを決めた。今後、5月21日の常任理事会、同29日の理事会で中止の方針を諮った上で、正式決定する。7日の会議ではまず、WGリーダーの中村氏が新型コロナウイルス感染症の感染状況などを踏まえ、令和2年度の「トラックフェスタ TOKYO 2020」をめぐる情勢や今後の対応について審議した。

今年度のトラックフェスタは9月19・20日、世田谷区の駒沢オリンピック公園で開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況などを考慮して、「開催を断念せざるを得ない状況」との認識で一致し、WGの総意として浅井隆会長に中止を具申する。

その上で、出席メンバー全員から今後の対応に関して意見を聴取した結果、各メンバーが異口同音に「断念せざるを得ない」との認識を示し、開催中止の判断に至った。



東ト協は5月7日、東ト協本部から、電話・FAX番号の一部を変更した。本部事務所の組織改正により、各部署の執務室配置を一部変更したことに伴うもの。FAX番号は左表の通り。組織の支店連絡部・広報部の各部署。

台風災害で緊急輸送 区から「感謝状」表彰



感謝状を受領した田中支部長(左)と植松俊次副支部長

東ト協練馬支部(田中秀明支部長)はこのほど、昨年の台風15号で被害を受けた千葉県南房総市に、練馬区は3月1日に令和元年度の防災功労者功

練馬区の前川耀男区長から感謝状を贈られ、表彰を受けた。

労団表彰式を行う予定だったが、新型コロナウイルスの拡大防止のため中止し、各表彰対象者に対して感謝状を送付し、その功績を表彰した。

練馬支部は昨年9月12日、区との災害時協定に基づき、台風15号の襲来でほぼ全域が停電していた南房総市に対して支援物資の緊急輸送を行い、ペットボトル飲料水6000本や粉ミルク1000枚、紙おむつ2100枚、高齢者用おむつ700枚を同市役所へ輸送した。

東ト協は、令和2年度の「10/9トラックの日」児童絵画作品コンテストの作品を募集している(本号に募集案内を同封)。応募は9月11日まで。

応募資格は、都内小学校に在籍または都内に居住する小学生(※会員事業者従業員の子供からの応募も受付中)。

募集テーマは、「安全なトラック」環境にやさしいトラック「働くトラック」「未来のトラック」で、作品には必ず「10月9日トラックの日」の文字を入れること。

審査の上、最優秀賞1人、優秀賞9人(低・中・高学年各部門3人)、佳作10人を決定し、入賞者には賞状と図書カードを贈呈する。表彰式は、12月に港区・文化放送メディアプラザホールで開催する予定。詳細は、東ト協ホームページおよび同封の募集案内を参照。

東ト協本部事務局 (4月30日) 退職(業務部交通環境グループ副参事) 遠藤登▽同(総務部総務グループ統括主幹) 土屋澄夫 5月1日付で再雇用嘱託員・葛西物流センター勤務

東ト協本部事務局 (4月30日) 退職(業務部交通環境グループ副参事) 遠藤登▽同(総務部総務グループ統括主幹) 土屋澄夫 5月1日付で再雇用嘱託員・葛西物流センター勤務

各部署の電話・FAX番号		
部・グループなど	電話番号	FAX番号
大代表	03-3359-6251	
総務部 総務グループ (旧 総務部 総務課・企画課、支部連絡部 施設管理課)	03-3359-6252	03-3359-4695
総務部 支部支援グループ (旧 支部連絡部 支部連絡課)	03-3359-4133	
総務部 広報グループ (旧 広報部)	03-3359-4134	
輸送相談室	03-3357-3881	
財務部 経理グループ (旧 経理部)	03-3359-4135	03-3351-8790
財務部 交付金会計グループ (旧 交付金会計部)	03-3359-4136	
業務部 交通環境グループ(業務) (旧 運行管理部 業務課)	03-3359-6257	03-3359-4983
業務部 交通環境グループ(交通) (旧 運行管理部 運行管理課)	03-3359-3618	
業務部 輸送事業グループ (旧 事業振興部)	03-3359-3401	
業務部 交通環境グループ (旧 環境部)	03-3359-3617	03-3359-6674
グリーン・エコプロジェクト お問い合わせ窓口	03-3359-6670	
環境関係ご相談窓口	03-3359-6671	
低公害車お問い合わせ窓口	03-3359-3617	
業務部 教育研修グループ (旧 教育研修部)	03-3359-4137	03-3359-6020
適正化事業部	03-3359-4138	03-3359-6009

東ト協本部事務局 (4月30日) 退職(業務部交通環境グループ副参事) 遠藤登▽同(総務部総務グループ統括主幹) 土屋澄夫 5月1日付で再雇用嘱託員・葛西物流センター勤務

東ト協本部事務局 (4月30日) 退職(業務部交通環境グループ副参事) 遠藤登▽同(総務部総務グループ統括主幹) 土屋澄夫 5月1日付で再雇用嘱託員・葛西物流センター勤務

東ト協本部事務局 (4月30日) 退職(業務部交通環境グループ副参事) 遠藤登▽同(総務部総務グループ統括主幹) 土屋澄夫 5月1日付で再雇用嘱託員・葛西物流センター勤務

東ト協本部事務局 (4月30日) 退職(業務部交通環境グループ副参事) 遠藤登▽同(総務部総務グループ統括主幹) 土屋澄夫 5月1日付で再雇用嘱託員・葛西物流センター勤務

東ト協本部事務局 (4月30日) 退職(業務部交通環境グループ副参事) 遠藤登▽同(総務部総務グループ統括主幹) 土屋澄夫 5月1日付で再雇用嘱託員・葛西物流センター勤務

大切なものを大切に運ぶために
万が一の安心補償と安全推進サポートで
トラックの未来を支えます

「運ぶ」を支える応援団
明日へ! 未来を守る
Bright future for every child

●トラックの自動車事故損害賠償と交通事故防止●
関東交通共済協同組合
〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-21-20
TEL.03-5337-1750 FAX.03-5337-1765
http://www.kankokyo.or.jp

トラックマガジン

唐沢なつき ②



貨物運送事業の営業収益・営業利益率の推移(1社平均)

区分	営業収益(千円)			営業利益率(%)		
	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度
全体	(6.1)	(2.8)	(7.6)	0.2	▲0.3	▲0.1
車両規模別	10台以下	(3.5)	(4.0)	(2.8)	▲0.7	▲1.5
	11~20台以下	(3.9)	(4.4)	(2.1)	0.1	▲0.9
	21~50台以下	(4.9)	(0.7)	(9.1)	0.2	0.0
	51~100台以下	(5.9)	(2.1)	(5.8)	0.3	0.2
	101台以上	(11.5)	(2.3)	(8.3)	1.0	0.6
全体	213,751	219,693	236,396			
10台以下	56,780	59,024	60,678			
11~20台以下	151,893	158,533	161,904			
21~50台以下	321,930	324,052	353,572			
51~100台以下	639,716	653,458	691,560			
101台以上	1,303,147	1,333,006	1,444,074			

注:営業収益のカッコ内は前年度比伸び率、単位%、▲はマイナス

こうした中で、貨物運送事業における営業黒字の事業者割合は54%で4・0%、経常黒字の割合は64%で4・0%それぞれ上昇した。主に貨物量の増加と運賃・料金引き上げなどによる営業収入の増加が要因だが、一方で価格上昇に伴う燃料油費比率(対営業収益)が

222万9000円で58・0%増加し、経常利益率は0・9%で0・3%上昇した。経常損益を車両規模別にみると、「10台以下」「11~20台」「51~100台」は改善傾向にある半面、「21~50台」「101台以上」は悪化傾向を示している。

全ト協

平成30年度 決算版 経営分析

損益改善も赤字継続 人件費など高止まり

した。しかし、車両規模20台以下の事業者では営業赤字となっている。全国2392社が提出した30年度決算(対象期間)29年10月~令和元年8月)の「一般貨物自動車運送事業報告書」を分析した。

1社平均の営業利益は▲(マイナス)14万4000円と改善したものの、赤字が継続。営業利益率は▲0・1%で0・2%改善した。

全日本トラック協会は、このほど、平成30年度決算版「経営分析報告書」をまとめた。それによると、貨物運送事業の営業収益は、貨物量の堅調な推移や運賃単価の改善などにより増加し、営業・経常利益率ともに改善

1社平均の全売上高(兼業を含む)は2億3640万円で7・6%の増収となり、4期連続の増収となった(以下、増減率を示している)。

2年度 Gマーク申請 特例措置を受け受付

全日本トラック協会(全国貨物自動車運送適正化事業実施機関)は、令和2年度の貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)について、新型コロナウイルスの拡大防止に係る特例措置を講じ、申請受付を行う。

申請方法や評価項目などで特例

「申請受付」原則、郵送(簡易書留)も39・7%で0・1%上昇と高止まりするなど、コストが増大している。次年度以降(令和2年8月末まで)対象については、新型コロナウイルス感染症の影響で景気が低迷し、売上高や営業収入の大幅な悪化が見込まれている。

申請期間は7月1~14日(土・日曜は除く)。これに伴い4月24日から、全ト協ホームページ(H P)に申請案内などを掲載している。

「評価項目」①「1.安全性に対する法令の遵守状況」のうち、中項目1~5(地方実施機関による巡回指導結果)について「新規申請更新申請AまたはB方式を選択した場合であった、巡回指導の実施が困難な場合、巡回の巡回指導結果を点数化し、評価を実施する」

アルコール検知器 除菌など感染予防を

国土交通省自動車局は、このほど、全日本トラック協会に対し、「新型コロナウイルス感染症対策下におけるアルコール検知器の取扱いについて」を通知し、アルコール検知器の取扱いについて、検知器を消毒することや、車内に備えられている携帯型検知器を活用するな

「申請受付」原則、郵送(簡易書留)も39・7%で0・1%上昇と高止まりするなど、コストが増大している。次年度以降(令和2年8月末まで)対象については、新型コロナウイルス感染症の影響で景気が低迷し、売上高や営業収入の大幅な悪化が見込まれている。

国土交通省自動車局は、このほど、全日本トラック協会に対し、「新型コロナウイルス感染症対策下におけるアルコール検知器の取扱いについて」を通知し、アルコール検知器の取扱いについて、検知器を消毒することや、車内に備えられている携帯型検知器を活用するな

2年度・第52回 全国ドラコン中止

全日本トラック協会は、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、令和2年度・第52回「全国トラックドライバー・コンテスト」(10月24・25日予定)を中止することに決めた。なお、東京都トラック協会では先に、6月に予定していた今年度の第41回「東ト協ドライバー・コンテスト」の中止を決定している。

違反別 営業用トラック関与の交通事故

発生件数	安全不確認	前方不注意	交差点安全進行	歩行者妨害	一時不停止	ハンドブレーキ	信号無視	徐行違反	右左折	その他	計
大型	31	15	4	0	0	2	3	0	0	0	10
中型	30	11	5	0	0	2	3	0	0	0	29
小型	27	19	8	3	1	4	1	0	0	0	14
普通	27	16	10	3	1	3	1	0	0	0	33
合計	115	61	27	6	4	12	7	0	0	0	86

「青だけど 車は私を 見てるかな！」

令和2年3月末現在の都内全域の交通事故発生件数(本年累計)は6,763件で、前年同期比1,183件減少し、死者数は34人で前年同期比5人の増加となった。営業用貨物車の関与事故(「違反別」表の下段「注」参照)発生件数(本年累計)は651件で、前年同期比46

運行管理者国家試験対策テキスト
【貨物自動車運送事業編】
過去の問題の解説と 実践模擬問題
本体価格 2,400円(税別)
令和2年版(7月刊行)
自動車六法
本体価格 5,500円(税別)
(株)輸送文研社 <柏林書房>
TEL.03-3861-0291(代) FAX.03-3861-0295

注:営業用貨物車の関与事故件数は、第1または第2当事者のどちらか一方が営業用貨物車であった事故の件数をいう。ただし、第1および第2当事者がともに営業用貨物車であった事故は件数を1件とする。
※表中の(前年比)は、関与事故件数のもの。

トラック運送業

労務管理のポイント

1 雇用調整助成金の 特例措置の拡充

特例措置の拡充

雇用調整助成金については、今回の新型コロナウイルス感染症対策として、特例措置が拡大されています。直近の4月1日から6月30日までの間に適用される主な特例措置(5月6日時点)の内容は、次の通りとなっています。

(1)生産指標要件(追加緩和)

この「生産指標要件」に該当することが、雇用調整助成金を受給するための必須の要件となっています。

原則として、計画届を提出する月の直近の1か月の売上高などが前年比5%以上の低下であることが要件とされています。

計画届を提出した日の前月1か月の売上高などが、前年(前年)同期を比較対象とすることが適当でない時は前々年との比較が可能)5%以上低下していれば要件に該当します。例えば5月に休業し、6月に計画届を提出する場合には、今年5月と前年(または前々年)5月の売り上げを対比することになります。

さらに、前年同期や前々年同期1か月と比較できない場合、または比較しても5%以上減少せず要件を満たさない場合は、計画届を提出する月の前年同月から計画届を提出する月の前々月までの間の適当な1か月(比較して5%以上低下の要件を満たす月という条件)と比較することが可能です。

(2)対象労働者

通常は6か月以上の被保険者期間がある雇用保険の被保険者を休業させた場合だけが対象となつていますが、被保険者期間が6か月未満の被保険者を休業させた場合も対象となります。

なお、雇用保険の被保険者以外(従業者)についても、4月1日から6月30日までの間は対象となります。雇用保険の被保険者以外(従業者)とは、週所定労働時間が20時間未満、または31日以上引き続き雇用される見込みがないことから、雇用保険の被保険者とならない従業者をいいます。

(3)助成率(追加拡充)

大企業の助成率が「3分の2」、中小企業の助成率が「5分の4」へ引き上げられ、解雇などを行わない場合には、大企業は「4分の3」、中小企業は「10分の9」に助成率が引き上げられています。

さらに、中小企業が解雇などを行わず雇用を維持し、「法定の下限の平均賃金の60%」を超えて休業手当を支給する場合、60%以下の部分は従来通り90%の助成率となりますが、60%を超える部分の助成率は100%に引き上げられます。

また、勤務体制により、一定のまとまりで行われる1時間以上の短時間休業も対象となります。ただし、個人別で行われる休業については、全日休業の対象にはなりませんが、短時間休業の対象とはなりません。

2 雇用調整助成金の特例措置を利用する場合の留意点

雇用調整助成金の特例措置を利用する場合の留意点は、次の通りです。

(1)対象となる休業
休業については、労使間の協定(休業協定書)を締結して1年以内の対象期間を定め、休業実施日の延日数が対象労働者の所定労働日数の「40分の1」(大企業は30分の1)以上の規模で行われるものであり、労働者に対して休業期間中、労働基準法第26条に規定する休業手当(平均賃金の10分の60以上の額)以上の金額を支払うことが必要です。

(2)助成額
助成率は前記(3)の(1)以上の規模で行われるように設定されていますが、実際の助成額の算定は上表のように行われます。なお、助成額の計算方式についても、おおむね20人以下の企業については、実際に支払った休業手当額で算定することが可能で簡素化が行われる予定です。

(3)計画届の事後提出と事前準備
今回の特例においては、6月30日までの間は、6月30日までの間にあれば事業計画の事後提出が認められていることから、事後提出が一般的であると考えられます。その際、事前準備として次の点にご留意ください。

①出勤簿等…「通常労働を行った日」「所定休日」「休業日」を明確に区別し、記録しておくこと
②賃金台帳等…「通常の労働に対して支払われた賃金」と「休業手当」を明確に区分して支払い、記載しておくこと(なお、休業手当の支給率が100%の場合、例外的に賃金の区分記載は必要とされません)

NACマシナリー研究所 小林 弘和(社会保険労務士)

なお、上限額の8330円については、今後見直しを検討されるとのことです。今後の情報をご確認ください。

また、休業を行う一方で、残業や休日出勤があった場合に助成額が控除される「残業相殺」については、特例期間中は適用されません。

さらに、中小企業が解雇などを行わず雇用を維持し、「法定の下限の平均賃金の60%」を超えて休業手当を支給する場合、60%以下の部分は従来通り90%の助成率となりますが、60%を超える部分の助成率は100%に引き上げられます。

また、所定労働日の全1日にわたって行われるものだけでなく、事業所一斉に行われる1時間以上の短時間休業や、部署・部門ごとや職種による

また、所定労働日の全1日にわたって行われるものだけでなく、事業所一斉に行われる1時間以上の短時間休業や、部署・部門ごとや職種による

助成額 = (直近の「労働保険料確定申告書」の雇用保険料の算定基礎となる賃金総額 ÷ 1か月平均の雇用保険被保険者数 ÷ 年間所定労働日数) × 休業手当の支払率 × 助成率(この算式による算定額が8,330円を超える場合は、8,330円)

また、所定労働日の全1日にわたって行われるものだけでなく、事業所一斉に行われる1時間以上の短時間休業や、部署・部門ごとや職種による

また、所定労働日の全1日にわたって行われるものだけでなく、事業所一斉に行われる1時間以上の短時間休業や、部署・部門ごとや職種による

クロスワードパズル

クロスワードを解いて二重マスのA~Gを順に読むと答えの言葉になります。

by.草野 公平

タテのキー

- 朝ドラ「エール」で主人公のモデルとなった応援歌や歌謡曲の大作作曲家〇〇〇裕而
- 一日の最高気温が25度以上の日
- 鶴は千年〇〇は万年。長寿のシンボル
- 教師や医者への呼び方
- すべての病気に効く〇〇〇〇薬
- 俳優のこと
- 奈良東大寺の国宝、正倉院は〇〇〇〇造り
- 縦・横・高さの空間に時間を加えた次元
- 売買の儲けや手数料のこと
- 年間降水量が少ないため植物がほとんど育たない不毛の土地
- 陸上競技ではバトンを次々に渡していく競技
- 亭主の面影をよく見る妻は〇〇女房

ヨコのキー

- 今、世界を震撼させている〇〇〇ウイルス
- 茶の湯が始まりの〇〇〇〇料理
- 民家の軒先にも巣を作る渡り鳥
- 船や飛行機の客室のこと
- 夏、汗のためにできる皮膚の湿疹
- 〇〇〇〇は国民の義務
- 馬子にも〇〇〇〇
- 国会では不規則発言という
- 給料のこと
- 事故〇〇〇〇にバトカーが急行する
- お勘定はこちらで
- ぶどう酒のこと
- 重量物の上げ下ろしや移動に用いる重機

応募方法

官製はがきに、①答え②あなたの住所・郵便番号③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。正解者の中から抽選で3名様に図書カード(1,000円分)をプレゼント。

☆インターネットでのご応募も可能です。
https://www.totokyo.or.jp/
☆インターネット応募の場合、解答フォームをご利用ください。東ト協HPトップ「会員の皆様へ」をクリックし、「東京都トラック時報」から「パズル&クイズ解答フォーム」へ。

●宛先
〒160-0004 新宿区四谷3-1-8 (一社)東京都トラック協会 総務部広報G「トラック時報」係

●締め切り
5月末日(正解は6月10日号に掲載)

★4月10日号「漢字の熟語しりとり」の正解は「道路標識」でした。

ポケット

コロナを許さない

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルスの感染が、様々な産業にダメージを与えている。

感染拡大防止のための緊急事態宣言を受け、外出自粛、企業のリモートワークへのシフトは、公共交通に多大な影響を与えている。朝の通勤ラッシュ時、だいたい緩和されているように感じた3月は、そこそこ乗車率は高かったが、4月に入り通勤で都内のJR路線に乗ると、1車両がほぼ貸切状態の時があった。

ご覧の通り、足を伸ばして誰もにも文句は言われない状況である(写真)。最早、3密の温床と言われる鉄道車内が、一番の安全地帯かと錯覚したほどだ。新宿、東京などの駅利用率を見ても、通常の8割前後の減少を示している。

大型連休中の利用率も大幅に減少し、鉄道各社は列車運行本数の減本や取りやめを余儀なくされた。楽しい春の行楽シーズンは、行動規制の下、今年は全く様相が違う。

物流への影響はどうか。これにはかなりの2極化を感じる。輸送品目によってその影響度が異なる。今はまだ直接の影響がなくても、今後の影響を懸念する事業者は多い。一方、巣ごもりで食品需要が高まり、食品パッケージなど包装資材の需要が高まっている。食品物流がこれまでない物量の上昇を見せ、頭を悩ませている。

昨今、憂慮すべきことは、物流事業に対する職業差別が起きていること。運転者はギリギリのところまで業務に従事している。もう少し思いやりが持てないものか。万一、物流が止まったら、コロナどころの騒ぎではないということを考えてほしい。

決してコロナを許さない、そうした覚悟が必要ではないか。ウイルス感染拡大が収束しない限り、今後を見通すことは困難になることは確かだ。

在化する労働力不足の煽りをダイレクトに受けてしまった。昨今、憂慮すべきことは、物流事業に対する職業差別が起きていること。運転者はギリギリのところまで業務に従事している。もう少し思いやりが持てないものか。万一、物流が止まったら、コロナどころの騒ぎではないということを考えてほしい。

決してコロナを許さない、そうした覚悟が必要ではないか。ウイルス感染拡大が収束しない限り、今後を見通すことは困難になることは確かだ。



ちかど写真家 筑峯 総太

三丁目

新型コロナウイルスの猛威はまだまだ続くようだ。

人類がたびたび経験する感染症の病いの中でも、新型コロナに比べて新たな対応の仕方に暗中模索が続いている。特に外出を禁じ、他人との接触を避け、部屋に閉じこもることが最善の道というのだから、やりきれない。そこで生まれたのが「巣ごもり消費」という言葉。そして、その現象◆総務省の調査では、家庭内向けの「巣ごもり消費」が増加しており、外食や旅行、娯楽という屋外での消費が極端に減ったとしている。考えてみれば、言われるまでもなく外に出る機会が少なくなれば、自ずと消費傾向は変わる◆「巣ごもり消費」が続けば経済活動は期待するようない結果を生まないであらうし、経済全体の伸びは頭打ちになる。困ったことではあるが地球の上の世界全体でそうなのだから、ここからの脱出は時間がかかりそうだ◆思えば、普段なにげなく生活の中で行動してきたとて必要なたばかりで、ムダはムダで必要な行動だった、と妙な感慨を覚える。ともかく早い収束を願うのみだ。